

社会福祉法人後志報恩会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人後志報恩会(以下、「当法人」という。)定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員(理事及び監事)並びに評議員(以下、「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等(理事長及び常務理事並びに常勤の理事)については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与及び退職手当は支給しない
- (3) 通勤手当については、当法人の職員給与規程第18条の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のため出張したときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 賞与及び退職手当は支給しない
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、当法人の給与規程第 4 条に準じた日とする。
- (2) 通勤手当については、当法人の給与規程第 4 条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000 円
常務理事	月額 220,000 円
常勤理事	月額 200,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業務内容	報酬の額	
評議員会への出席	日額 12,000 円	業務 4 時間未満のとき 日額の 1/2 の額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,000 円	業務 4 時間未満のとき 日額の 1/2 の額

(2) 理事

業務内容	報酬の額	
理事会への出席	日額 12,000 円	業務 4 時間未満のとき 日額の 1/2 の額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,000 円	業務 4 時間未満のとき 日額の 1/2 の額

(3) 監事

業務内容	報酬の額	
監事監査等への出席	日額 12,000 円	業務 4 時間未満のとき 日額の 1/2 の額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,000 円	業務 4 時間未満のとき 日額の 1/2 の額